

In brief

The latest news in financial reporting

pwc

No. 2014-04
March 20, 2014

リース・プロジェクトの審議により、一部の論点は合意に至るも、依然として差異は残る

最新の動向

米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) (以下、「両審議会」) は、2014年3月18日および19日に、借手および貸手の会計モデル、リース期間、会計処理の免除や簡素化など、共同のリース・プロジェクトにおける論点に関して再審議を行いました。両審議会は、いくつかの項目について採決を行いました。一部の主要な論点については合意に至ることができませんでした。

借手の会計処理モデル

両審議会は、免除に適格なリースを除く、すべてのリースについて、借手が使用権資産 (リース期間における取得資産に対する支配を反映するもの) およびリース負債 (リース料を支払う義務を反映するもの) を貸借対照表上で認識する必要があることに合意しました。

しかし両審議会は、損益計算書に与える影響については合意に至りませんでした。FASBは、現行のリース基準と類似した方法によって損益計算書上の会計処理を行う二元モデルを支持しました (なお、これには数値基準による線引きは含まれません)。このアプローチによれば、既存のファイナンス・リースのほとんどが、現行の会計基準と類似する方法で会計処理されることとなります (タイプAのリース)。使用権資産の償却は、リース負債に係る利息とは別に認識されることとなります。この結果、融資による購入の特徴を示す前倒しの費用認識パターンが生じます。また、現行の会計基準におけるオペレーティング・リースのほとんどが貸借対照表に計上されることとなりますが、定額ベースの費用認識パターンは維持されます (タイプBのリース)。この場合、損益計算書上で、単一の表示科目で費用を認識することとなります。

一方、IASBは、リースにタイプAのアプローチを適用することを支持しました。結果として、現行のファイナンス・リースと類似した会計モデルとなります。IASBは、タイプAのアプローチには概念上の利点があり、またすべてのリースには固有の財務要素が含まれていると考え、このアプローチを支持しました。

貸手の会計処理モデル

IASBは、貸手の会計処理について、現行のリース基準と類似した結果となるモデルを支持しました。すなわち、貸手は、リースが実質的にファイナンス・リースもしくは販売型リース (タイプA) であるか否かを決定する必要があります。貸手は、リースされた原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているかどうかを判定することによりリースの分類を決定し、現行基準 (国際会計基準 (IAS) 第17号「リース」) の原則に類似した会計処理により、収益を認識することとなります。

FASBも、類似のモデルを支持しましたが、タイプAのリースに係る会計処理について異なるモデルを支持しました。FASBは、原資産の支配が借手に移転している場合にのみリース開始日に売上を認識することを貸手に認めることとしています。このモデルは、今後公表が予定されている収益認識基準における支配の概念に沿ったものです。

要点

両審議会は、リースを貸借対照表上で認識することを支持しましたが、関連する損益計算書上の取扱いについては意見が分かれました。

借手の会計処理については、現行のリース基準と類似する結果をもたらすものであるべきと合意していますが、売上が発生するタイミングについては継続的な議論が行われる可能性があります。

リース期間

両審議会は、借手がリース期間を延長するオプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合に、借手と貸手の両方の会計処理において当該延長オプションをリース期間に含めることに合意しました。これは、現行のIFRSにおける「合理的に確実 (reasonably certain)」の概念と整合的な高いハードルであることが意図されています。

また両審議会は、借手の支配が及ぶトリガー事象(重要な事象または状況の変化)が発生した場合にのみ、借手がリース期間を再評価することに合意しました。なお、貸手についてはリース期間の再評価は行わないことになりました。

会計処理の免除および簡素化

両審議会は、短期リースについて免除規定を設けることを確認しました。これにより、現行のオペレーティング・リースと同じ会計処理が行われることとなります。「短期」の定義は、当該基準の他の箇所で使用されることになるリース期間の定義と同様に、12か月以下を意味するものとされました。

IASBは、借手および貸手がポートフォリオ・レベルでリースのガイダンスを適用することについても議論し、明示的に許容することを支持しました。FASBは、基準の本文にそのようなガイダンスを含めることを望みませんでしたが、「結論の根拠」の中で示すことを検討するとしています。

IASBは、少額の資産の認識および測定免除を支持しましたが、FASBは、可能性のある影響を把握するために少額リース (small ticket leases) の影響度について追加の調査を行うようFASBスタッフに求めました。両審議会は、何が「少額」リースとして適格であるかについて、具体的な重要性を示すガイダンスは設定しないということで合意しました。

なぜ重要なのか？

このリース会計に関する提案は、ほぼすべての企業に影響を与え、一部の企業にとっては、この変更の提案は重要なものとなる可能性があります。また、当期純利益、営業キャッシュ・フロー、EBITDA (利息・税金・償却考慮前の利益) などの財務数値に影響を与えることになります。また、それによって融資契約条件、信用格付、および財務健全性に関するその他の外部向け指標にも影響を与える可能性も高いといえます。借手は、会計、IT、購買、税務、財務、法務、不動産、人事などの多様な領域において、業務プロセスの見直しを検討する必要があります。

次のステップは？

審議は今後数か月にわたり継続する見込みです。両審議会が今後両者の差異をどのように解消してゆくか、また現在合意に至っていない項目が最終基準の公表時期にどのように影響するかはまだ明らかではありません。